

現場説明書

一般的事項 1

平成 29 年 10 月 10 日改正

1 仕様書の適用について

この契約において適用する仕様書は、特に定めのない限り『鳥取県土木工事共通仕様書』及び「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省 令和 2 年 3 月）とする。

2 法令等の遵守について

- (1) 建設業法、労働安全衛生法等の各種関連法令を遵守し、法令に抵触する行為は行わないこと。
- (2) 建設業からの暴力団排除の徹底について
ア 工事の施工に際し、暴力団等の構成員又はこれに準ずる者から不当な要求や妨害を受け、現場では、監督員に速やかにその旨を報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
イ この場合において、工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督員に協議すること。
- (3) 工事現場に配置する技術者等（技術者等とは、現場代理人、追加技術者、主任技術者及び監理技術者をいう。）は、建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。

3 下請関係の適正化について

- (1) この契約に係る工事的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は「建設産業における生産システム合理化指針」（平成 3 年 2 月 5 日付建設省経構発第 2 号建設省建設経済局長通知）の趣旨に則り、優良な専門工事業者の選定、適正な価格による下請契約の締結、代金支払等の適正な履行、適正な施工体制の確立、及び下請における雇用管理等の指導等に努めること。
- (2) 受注者は、下請契約を締結した場合は、下請契約締結の日（元請人を除く下請注文者の行った下請契約締結を含む。）の翌日から起算して 20 日以内に建設業法第 24 条の 7 に規定する施工体制台帳及び施工体系図の写し並びに同法施行規則第 14 条の 2 及び同規則第 14 条の 4 に規定する添付書類を提出しなければならない。
- (3) 工事の一部を第三者に請け負わせる場合、又は工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、原則として市内に本店又は支店、営業所等を有する業者（以下「市内業者」という。）と契約すること。ただし、技術的に施工できる市内業者がない工事等を請け負わせ、又は委託する場合、あるいは市内業者で施工できても工程的に間に合わない等、特段の理由がある場合は、監督員に事前協議して市外業者と契約することができる。
- (4) 建設業退職金共済制度への加入等
ア 建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。ただし、下請を含むすべての労働者が、中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度、林業退職金制度のいずれかに既に加済済みで、建退共に加済することができないと認められる場合は、この限りでない。
イ 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延労働者数に応じて現物交付することにより、下請業者の建退共加入及び証紙の貼付を促進すること。なお、現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。
ウ 受注者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

4 労働者の福祉向上について

- (1) 建設労働者の適切な賃金水準の確保、社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）への加入など、労働者の福祉向上に努めること。なお、健康保険等の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険等に参加するよう指導に努めること。
受注者は、請け負った工事に従事する全ての下請業者に対して、上記と同様に社会保険等加入の指導に努めること。
- (2) 下請契約の締結に際しては、下請業者へ法定福利費を内訳明示した見積書（標準見積書という。）の提示を求め、提示された場合にはこれを尊重するように努めること。

5 労働安全衛生の確保について

労働災害のリスク低減のため、「建設工事における労働災害防止のためのリスクアセスメント等について」（平成23年9月30日付第201100099979号県土整備部長通知）に基づくリスクアセスメント等に積極的に取り組むこと。

6 建設資機材の使用について

- (1) 工事に使用する資材については、「県土整備部リサイクル製品使用基準」（平成22年1月20日付第200900157785号県土整備部長通知）に基づくリサイクル製品がある場合は、原則これを使用すること。
- (2) リサイクル製品以外の工事に要する資材の使用順位は、次のとおりとする。
 - ア 県内産の資材がある場合は、県内産の資材を使用すること。
 - イ 県外産の資材を使用する場合は、県内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者（以下「県内販売業者」という。）から購入した資材を使用すること。ただし、当該資材について県内販売業者がない場合は、この限りでない。
- (3) 建設機械の使用について
 - ア 施工現場及びその周辺の環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。
 - イ 工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む）又は建設機械等の燃料として、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を使用しないこと。

また、使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正措置を講じること。
- (4) ダンプトラック等による運搬について
 - ア 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入車の使用を促進するよう努めること。
 - イ 積載重量制限を超えて工事用資機材等を積み込まず、また積み込ませないようにするなど違法運行を行わせないようにすること。違法運行を行っている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

7 リサイクルの促進について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）及び「鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領」（平成22年9月13日付第201000087971号県土整備部長通知）に基づき建設副産物のリサイクル等に努めること。

8 消費税法及び地方消費税法の適正転嫁等について

下請契約及び資材購入等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）で禁止された添加拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

9 その他

受注者は、工事請負代金額500万円以上の工事について、受注、変更、訂正及び完成時10日以内に工事实績情報サービス（CORINS）に工事实績情報の登録を行い、登録内容確認書を印刷して発注者に提出すること。

現場説明書

特記事項 1
令和4年2月17日改正

仕様書	<p>① 令和 年 月 日時点で最新の仕様書によること。 ※ 上記年月日には、当該工事の起工決裁日を明記すること。</p>
工程	<p>① (他工事等との調整) _____ については、_____ と関連するので、相互の連絡調整を密にすること。 ② (部分完成、着工保留) _____ については、_____ まで _____ (すること、しないこと)。 ③ (施 工 時 間) 本工事の施工時間帯は、昼間施工 (8 : 00 ~ 17 : 00) を見込んでいる。 _____ の施工時間は、 _____ : _____ ~ _____ : _____ とする。 ④ (施 工 時 期 選 択 制 度) この工事には、施工時期選択制度を適用する。工事完成期限は、_____ までとし、実工事期間は _____ 日間とする。 なお、契約締結日から着工日前日までの間に資材の搬入、仮設物の設置等の工事の着手を行ってはならない。 ⑤ (鋼材の調達の遅れによる工期の延長) この工事の工期には、鋼材調達期間として、_____ ヶ月を見込んでいるが、受注者の責に帰することができない事由により鋼材の調達が遅れ、工期内に工事を完成することができない場合は、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。</p>
関係用地	<p>① (用 地 、 物 件 等 未 処 理) 本工事区間の _____ には _____ があるので、監督員と打合せのうえ施工を行うこと。 なお、_____ 頃 _____ の予定である。</p>
支障物件	<p>① (埋 設 物 等 の 事 前 調 査) 工事に係る地下埋設物等の事前調査については、[未調査・(水道・下水道・電気・通信・ガス・その他 _____) について調査済み] である。 事前調査済みのうち本工事区域内で埋設が確認されている地下埋設物等は、(水道・下水道・電気・通信・ガス・その他 _____) であるため、各管理者の立会を求めて埋設位置等の確認を行うこと。 その他埋設が想定される未調査の埋設物については事前に確認を行うとともに、管理者不明の埋設物等が確認された場合は、監督員に報告すること。 ② (支 障 物 件) _____ の施工に当って、_____ が支障となっているが、_____ までに移設が完了する見込である。 予定どおり処理できなかった場合は別途協議する。 ③ (立 木 の 置 き 場 所) 工事用地内の立木は伐採し、_____ に置くこと。</p>
公害対策	<p>① (低 騒 音 型 ・ 低 振 動 型 建 設 機 械) 本工事のうち施工箇所： _____ については、特に生活環境を保全する必要があるため、下記工種の施工に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定 (国土交通省告示。平成13年4月9日改正) に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 該当工種： _____ 基礎工 _____、施工機械： _____ アースオーガ等 _____</p>
安全対策	<p>① (交 通 安 全 施 設 等) 一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。なお、交通整理の配置人員及び必要日数として、以下のとおり見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。 交通誘導員 A _____ 人 交替要員 _____ 人 一日あたり合計 _____ 人 配置日数 _____ 日 工事全体合計 _____ 人・日 交通誘導員 B _____ 人 交替要員 _____ 人 一日あたり合計 _____ 人 配置日数 _____ 日 工事全体合計 723 人・日 警備業法に規定する警備員を配置する場合における交通誘導員 A、交通誘導員 B の定義は以下のとおりとする。 交通誘導員 A とは、警備業法第 2 条第 4 項に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 4 号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係る 1 級検定合格警備員又は 2 級検定合格警備員をいう。また、交通誘導員 B とは、警備業法第 2 条第 3 項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事する者をいう。 なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第 14 条で規定する以外の者とし、安全教育、安全訓練等を十分に行うこと。この場合は、交通誘導員 B を配置しているものとみなす。</p>
道路工事用	<p>① (農 地 の 一 時 転 用 に つ い て) 本工事を施工するために必要な仮設道路等を農地に設置する場合は、農地の一時転用が必要である。そのため、受注者は、https://www.pref.tottori.lg.jp/295084.htm に掲載の着手前に本工事が公共事業であることを証明する報告書を所轄農業委員会へ提出し、工事完了後はその旨を連絡すること。また、別工事で設置済みの仮設道路等を継続して使用する場合も農業委員会へ報告すること。</p>
仮設物	

現場説明書

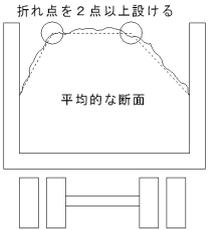
特記事項 2

濁水・排水処理

①（濁水処理） 工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うものとし、その工法については、設計図書によるものとする。なお、これにより難しい場合は別途協議すること。また、舗装の切断作業時に発生する排水の処理については、水・大気環境課長通知（平成24年3月27日付第201100201443号）に基づいて適正に処理すること。

建設副産物の処理

- 【建設発生土（処理）】
- ①（他工事等流用） 建設発生土は、 市・町・村 地内の 工事現場に運搬（片道運搬距離 km）するものとする。
- ②（建設技術センター） 建設発生土は 市・町・村 地内のセンター事業所に運搬（片道運搬距離 km）とするものとする。なお、処理費として1m³当たり 円をセンターに支払うこと。
センター事業所へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とすること。
（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数 300kN/m²以上）
- ③（民間残土受入地） 建設発生土は 市・町・村 地内の に運搬（片道運搬距離 km）とするものとする。なお、処理費として1m³当たり 円を に支払うこと。
民間残土受入地へ搬出する土砂の土質は、各受入地が指定している土質性状同等以上とすること。
（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数 300kN/m²以上）
- 【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材（処理）】
- ④（分別解体等） コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。その方法は、別表のとおりとする。なお、その費用を下記のとおり見込んでいる。
コンクリート塊 1m³当り 円
アスファルト塊 1m³当り 円
建設発生木材 1m³当り 円
- ⑤（他工事等流用） [Co塊・]は、 市・町・村 地内 工事現場に運搬（片道運搬距離 km）するものとする。
- ⑥（再資源化施設へ搬出） コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設への搬出を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。
再資源化施設業者と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとに manifests を発行するものとする。
なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること。
（施設の名称・受入れ費用）
コンクリート塊 倉吉市 地内の （運搬距離 km）、費用1t当り 円
アスファルト塊 倉吉市 地内の （運搬距離 km）、費用1t当り 円
建設発生木材 市・町・村 地内の （運搬距離 km）、費用1m³当り 円
その他（ ） 市・町・村 地内の （運搬距離 km）、費用1t当り 円
（受入れ時間帯） 8時～17時（平日）
（受入れ条件）
ア 路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。
イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は、それぞれ mm以下 mm以下であること。
ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径 cm以下、長さ m以下であること。
エ 2次公害発生の恐れのある物質（廃油等）を含まないこと。
- ⑦（木材市場等への売却） 建設発生木材は 市・町・村 地内の への搬出（片道運搬距離 km）を想定し 円を見込んでいる。これは、他の木材市場等への売却を妨げるものではないが、売却先を変更する場合は理由を付して協議すること。
- ⑧（最終処理等） については、 市・町・村 地内の産業廃棄物処理場への搬出（片道運搬距離 km）を想定し、その費用として1t当り 円を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を防げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。
- ⑨（産業廃棄物の処理に係る税） 産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を 円見込んでいる。
- ⑩（伐木工の数量） 伐木工は伐木工歩掛（平成27年8月12日付第201500076595号鳥取県土整備部技術企画課長通知）に基づき参考数量で算出しているので、実績について見積もり等により監督員に協議を行うこと。
- ⑪（建設発生木材の出来形数量） 建設発生木材の運搬量、搬出量は出来形数量に応じて設計変更を行う。そのため、次のとおり数量管理を行うこと。

工種	項目	規格	摘要
建設発生木材運搬量	現場において運搬車の計測を行うこと。 平均的な1断面を計測。計測に当たっては、頂部に最低2箇所の折れ点を設けること。 断面積に荷台の延長を乗じて体積を算定する。	運搬車全数の測定を行うこと。 また、10台に1台の割合で写真管理を行うこと。ただし、搬出台数が10台に満たない場合は、2台以上写真管理を行うこと。 なお、manifestsで運搬量（体積(空m ³))が確認出来る場合は、測定、写真管理は不要とする。	 <p>折れ点を2点以上設ける</p> <p>平均的な断面</p>
建設発生木材搬出量	manifests又は伝票管理を行うこと。	運搬車全数の管理を行うこと。	伝票は処分業者が発行したものでなければならない。

現場説明書

特記事項 3

	<p>⑫ (マニフェスト) 産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきマニフェストを作成すること。ただし、一般廃棄物や有価物は不要である。</p>
建設副産物の使用	<p>① (建設発生土の使用) _____ 工事から [本工事運搬・相手方運搬] の建設発生土を受入れ、<u>使用箇所</u>: _____ に使用する。</p> <p>② (再生資材の使用)</p> <p>ア Co雑割材は、_____ 工事から運搬し、<u>使用箇所</u>: _____ に使用する。</p> <p>イ アスファルト・コンクリート切削殻等は、_____ 工事から運搬し、<u>使用箇所</u>: _____ に使用する。</p> <p>ウ 再生クラッシュラン [規格: _____] は、<u>使用箇所</u>: _____ に使用する。</p> <p>エ 再生コンクリート砂 [規格: RS- _____] は、<u>使用箇所</u>: _____ に使用する。</p> <p>オ 再生加熱アスファルト混合物 [規格: _____] は、<u>使用箇所</u>: _____ に使用する。</p> <p>カ その他再生資材 [資材名: _____] [規格: _____] は、<u>使用箇所</u>: _____ に使用する。</p> <p>キ 本工事において、再生クラッシュランの使用は上記ウに記載のものを想定している。当該碎石について、受注者が再生資源化施設側と供給状況等について協議し、再生資源化施設側から書面により供給の確保ができない旨の回答があった場合には、他の再生碎石を使用することとし、設計変更の対象とする。その上で他の再生碎石の確保も難しいと判断された場合には、新材を使用することとし、設計変更の対象とする。</p> <p>ク 本工事において、粒度調整碎石の使用は新材を想定している。ただし、受注者が再生材の使用を希望する場合には、受注者において供給状況を確認し、再生材の使用について協議することとし、設計変更の対象とする。</p>
その他	<p>① (境界杭・境界標) 本工事における道路上の全ての境界標は、必ず管理を行うこと。</p> <p>② (中間検査) 本工事は、倉吉市建設工事検査規程第4条(2)の中間検査を [行う・行わない]。</p> <p>③ (工事成績評定) 本工事は、工事成績評定要領 (以下「評定要領」という。) に基づく検査評定の対象と [する・しない]。検査評定の対象外とするのは以下の [ア・イ・ウ・④・オ・カ・キ・ク・ケ] に該当するため。</p> <p>ア 当初の請負代金の額が100万円以下、または工事の完成もしくは請負契約の解除があったときの請負代金の額が130万円以下の検査対象工事で、総務部長が専門的または技術的な検査が必要と認めたもの</p> <p>イ 倉吉市が管理する道路 (道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 2 条第 1 項に規定する 道路に限る。)、河川および湖沼を維持、修繕または管理することを目的として発注したもの (年間維持、河川掘削、伐開、塵芥処理工事)</p> <p>ウ 災害に伴う初期活動として発注したもの (緊急応急工事)</p> <p>エ 機器の納品、設置もしくは取付、部品の取替等に係るもの (融雪施設点検補修、道路照明灯点検修理、標識灯設置工事等)</p> <p>オ 構造物の築造を伴わないもの (建築物撤去、旧橋撤去、残土撤去・運搬工事等)</p> <p>カ 修補の指摘をしたもの</p> <p>キ 災害復旧事業として行うもの</p> <p>ク 倉吉市が管理する建築物および工作物の維持、修繕または管理をすることを目的として発注した工事で、機能の向上をとともなわないもの (機材の取替え工事、内外壁等の塗替え工事、床、壁等の貼替え工事等)</p> <p>ケ 市長が検査評定を要しないと認めるもの</p> <p>④ (技能士常駐) 本工事には、下記のとおり鳥取県土木工事共通仕様書特記事項に基づく技能士常駐対象工種が含まれており、該当工種の作業期間は、技能士が工事現場に常駐しなければならない。</p> <p>ア 技能士種別: _____ 技能士、該当工種: _____ 工、特記事項根拠: _____ 頁</p> <p>イ 技能士種別: _____ 技能士、該当工種: _____ 工、特記事項根拠: _____ 頁</p> <p>ウ 技能士種別: _____ 技能士、該当工種: _____ 工、特記事項根拠: _____ 頁</p> <p>⑤ (寒中コンクリート) 本工事は、寒中コンクリートとして施工を行わなければならない期間があるので、適正に実施すること。なお、寒中コンクリートの養生費用については、「寒中コンクリートの養生費用について」(平成23年12月7日付第201100123529号県土整備部長通知)に基づいて処理することとし、設計変更の対象とする。</p> <p>⑥ (建設機械の賃料の採用単価)</p> <p>ア 建設機械の賃料について、ラフテレーンクレーン以外の建設機械は長期割引単価を標準としている。</p> <p>通常単価を採用した建設機械 [無し・有り (_____)]</p> <p>イ ラフテレーンクレーンについては、1ヶ月以上の長期利用に当たるものについては長期割引単価を採用し、1ヶ月未満の利用に当たるものは通常単価を採用している。</p> <p>本工事の _____ 工で使用を想定しているラフテレーンクレーン (規格 _____ t吊) の採用単価は、(長期割引単価・通常単価) を採用している。具体的な単価については建設物価 _____ 月号、 _____ 頁を参照すること。</p> <p>⑦ (現場環境改善) 本工事は、現場環境改善 (率計上分) 実施対象工事と [する・しない]。下表の内容のうち原則として各費目 (仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携) ごとに1実施内容ずつ (いずれか1項目のみ2実施内容) の合計5つの実施内容を実施すること。港湾及び漁港事業は、項目に防災・危機管理関係を含めることができる。</p>

現場説明書

特記事項 4

実施に当たっては、施工計画書に実施内容及び実施時期を記載し、実施後に監督員に写真等を提出すること。

地域の状況・工事内容により組み合わせ、費目数及び実施内容を変更する場合は、原則として設計変更は行わないが、その内容（目的に資するものであること）について監督員の確認を受けること。

1 内容も実施困難な場合は、監督員と協議の上、設計変更により率計上は行わない。

計上費目	実施内容
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設, 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明・安全具等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等） 3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献
防災・危機管理関係 （港湾・漁港事業）	1. 防災訓練（地震・台風等の自然災害に対する訓練）

その他

⑧（労働環境の改善に向けた取組） 工事・業務の実施にあたっては、受発注者双方の労働環境の改善を図るため、「工事の平準化及びウィークリースタンスの推進について（令和3年6月8日付発管第415号副市長通知）」に基づき、受発注者双方でウィークリースタンス等の労働環境の改善に向けた取組を実施すること。

⑨（~~コンクリートスランブ~~） 現場打ち鉄筋コンクリート構造物におけるスランブ値の設定について（平成30年3月19日付第201700306751号県土整備部長通知）に基づき、（※） 工は、スランブ値12cmのコンクリート打設を想定している。

※該当する細別（レベル4）を記載する。

⑩（熱中症対策） 熱中症対策について <https://www.pref.tottori.lg.jp/291941.htm> に掲載の熱中症予防対策資料を参考に熱中症予防対策を実施すること。

また、気象庁から高温注意報（最高気温35℃以上が予想される場合）が発表された日においては、作業の中断、作業時間の短縮を行うか、十分な水分、塩分の摂取のほか休憩場所の整備及び十分な休憩時間を確保するなどの熱中症予防対策を確実に実施したうえで作業を行うこと。

⑪（~~日本芝生産地への配慮~~） 日本芝の生産に配慮した植生工について（令和2年2月27日付第201900299342号県土整備部長通知）に基づき、日本芝を生産するほ場と、その前後も含めたほ場に隣接する法面においては、植生工にバミューダグラスの使用を禁止する。

ア [張芝工・筋芝工] は、日本芝の[野芝・高麗芝]を使用すること。

イ [植生基材吹付工・客土吹付工・種子散布工・枠内吹付工] に使用する種子に「バミューダグラス」は使用しないこと。配合種子は監督員と協議のうえ決定すること。

ウ [わら芝工・植生シート工・植生マット工] に使用する種子に「バミューダグラス」は使用しないこと。バミューダグラスの代替の種子として〇〇を使用し、材料費として1m²当たり 円を見込んでいる。

⑫（~~労災補償に必要な保険の付保~~） 本工事において、受注者は労災補償に必要な任意の保険契約を締結すること。なお、この労災補償に必要な保険契約の保険料を予定価格に反映している。

⑬（~~土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事~~） 本工事は、労働安全衛生規則第2編第12章「土石流による危険の防止」に定める、土石流が発生するおそれのある現場において行う工事である。

安全対策について、<https://www.pref.tottori.lg.jp/295476.htm>に掲載の「土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事における安全対策について」に基づいて実施すること。

⑭（~~標示板の設置~~） 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく工事の場合は、標示板の工事種類について「国土強靱化対策工事（5か年加速化対策）」と標記すること。

標示板の記載及び記載内容については、道路・河川工事現場における標示施設の設置の徹底について（令和3年6月1日付け 国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長 事務連絡）を参考にすること。

⑮（~~新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策~~） 新型コロナウイルス感染症について <https://www.pref.tottori.lg.jp/117319.htm> に掲載された最新の「工事現場等における新型コロナウ

現場説明書

特記事項 5

その他	<p>ウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底」に従って、感染拡大防止対策を実施すると共に感染等が確認された場合は適切に対応すること。また、対策ガイドライン、特記仕様書Q&A、その他新型コロナウイルス感染症に係る通知等も参照し、工事現場内の感染拡大防止対策を徹底すること。</p>
漁協との調整	<p>①天神川漁協との協議対象工事</p> <p>ア 工事に係る留意事項 本工事は、天神川水系で行うものであり、天神川漁協との協議対象工事である。施工にあたっては、別紙「天神川水系での工事に係る留意事項」を参照し、濁水防止対策及び天神川漁協との連絡調整を徹底すること。</p> <p>イ 河川環境等に配慮した工事の施工 工事の実施に当たっては、河川環境や魚類等の保全に配慮した施工を心懸けること。ウ 工事調整済証の掲示 天神川漁協との調整後に配布する「工事調整済証」を工事現場に掲示すること。</p> <p>エ 河川内の石の取り扱いに係る留意点 河川内にある自然石を石積等の工事に利用する場合は、監督員と協議し指示を受けること。 河床に岩盤等が露頭した場合は、速やかに監督員に報告し、対策について協議すること。 河床復旧の際には、別に定める「現地立会確認書」により工法等について現地協議を行うこと。</p> <p>オ 河川維持工事（伐開等）における留意点 河川内で伐開した草木等は、刈り取り後その日のうちに集積し、下流に流出しないような対策を行うこと。また、伐開後に河川が増水すると見込まれる場合には、前日までに流出防止ネット等を清掃しておくとともに、河川内に残っている草木等は河川外に搬出しておく等下流へ流失しないよう対策を行うこと。なお、梅雨、風等で河川が急激に増水する恐れがある場合は、流出防止ネットの取り扱いについて監督員と協議すること。</p>

※ 明示する項目を____部分に記入又は追記し、不要部分は——で削除して使用すること。